

## 議案第13号

### 公立大学法人鳥取環境大学定款等の一部変更について

次のとおり公立大学法人鳥取環境大学定款等の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項、第25条第3項及び第123条第3項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（公立大学法人鳥取環境大学定款の変更）

第1条 公立大学法人鳥取環境大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前

公立大学法人公立鳥取環境大学定款

(名称)

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）と称する。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、公立鳥取環境大学（以下「大学」という。）を鳥取市に設置する。

公立大学法人鳥取環境大学定款

(名称)

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）と称する。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、鳥取環境大学（以下「大学」という。）を鳥取市に設置する。

(公立大学法人鳥取環境大学中期目標の変更)

第2条 公立大学法人鳥取環境大学中期目標の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
<p><u>鳥取環境大学</u>（平成27年4月1日からは<u>公立鳥取環境大学</u>。以下同じ。）は、受験者及び入学者の減少により学校法人での経営</p>	<p><u>鳥取環境大学</u>は、受験者及び入学者の減少により学校法人での経営が困難となった状況に鑑み、県議会、市議会での多岐にわた</p>

が困難となった状況に鑑み、県議会、市議会での多岐にわたる議論を経て、教育内容の改革、新たな魅力づくり及び運営体制の改革を柱とする総合的な大学改革を行い、公立大学法人として新たに生まれ変わるものである。

鳥取環境大学は、環境の世紀といわれる21世紀のはじまりとともに産声を上げたが、いま日本は、環境・エネルギー問題について憂慮すべき状況となっており、環境への配慮をしつつ持続可能な成長を図っていくことがさらに強く求められている。こうした状況の中、“環境”を大学名に掲げる鳥取環境大学が果たしうる役割も、さらに大きくなりつつある。

このような時代背景のもと、設置者である鳥取県及び鳥取市は、県民の大学として開学後11年間の成果と課題を踏まえ、新しい鳥取環境大学が県民の期待と負託に応え、自主性、自律性を発揮し、より魅力ある大学となるようこの中期目標を定め、法人に指示するものである。

法人においては、中期目標を確実に達成するために必要な指標、アクションプランを具体的に設定し、中期目標に従って着実かつ発展的な大学運営を行うことを求める。

る議論を経て、教育内容の改革、新たな魅力づくり及び運営体制の改革を柱とする総合的な大学改革を行い、公立大学法人として新たに生まれ変わるものである。

鳥取環境大学は、環境の世紀といわれる21世紀のはじまりとともに産声を上げたが、いま日本は、環境・エネルギー問題について憂慮すべき状況となっており、環境への配慮をしつつ持続可能な成長を図っていくことがさらに強く求められている。こうした状況の中、“環境”を大学名に掲げる鳥取環境大学が果たしうる役割も、さらに大きくなりつつある。

このような時代背景のもと、設置者である鳥取県及び鳥取市は、県民の大学として開学後11年間の成果と課題を踏まえ、新しい鳥取環境大学が県民の期待と負託に応え、自主性、自律性を発揮し、より魅力ある大学となるようこの中期目標を定め、法人に指示するものである。

法人においては、中期目標を確実に達成するために必要な指標、アクションプランを具体的に設定し、中期目標に従って着実かつ発展的な大学運営を行うことを求める。

併せて、鳥取環境大学が公立化を契機に拡大・発展し、真に県

併せて、鳥取環境大学が公立化を契機に拡大・発展し、真に県民に支持される大学となるよう、鳥取県及び鳥取市は運営の状況を常に注視し、適切な指導・関与を継続して実施する。

I～VII 略

民に支持される大学となるよう、鳥取県及び鳥取市は運営の状況を常に注視し、適切な指導・関与を継続して実施する。

I～VII 略

(公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項の変更)

第3条 公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人公立鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項</u></p> <p>1 出資等に係る重要な財産</p> <p><u>公立大学法人公立鳥取環境大学</u>に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第4項に規定する重要な財産は、帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満た</p>	<p style="text-align: center;"><u>公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項</u></p> <p>1 出資等に係る重要な財産</p> <p><u>公立大学法人鳥取環境大学</u>に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第4項に規定する重要な財産は、帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たない</p>

ないものを除く。)とする。

2 処分等の制限に係る重要な財産

公立大学法人公立鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産は、適正な見積価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

ものを除く。)とする。

2 処分等の制限に係る重要な財産

公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法第44条第1項に規定する重要な財産は、適正な見積価額が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

(新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更)

第4条 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p>

第4章 公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会（第16条—第21条）

第5章～第7章 略

附則

（目的）

第1条 この協議会は、鳥取県及び鳥取市が、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（地方独立行政法人評価委員会）

第9条 法第11条第1項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は、共同して、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第4章 公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会

第4章 公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（第16条—第21条）

第5章～第7章 略

附則

（目的）

第1条 この協議会は、鳥取県及び鳥取市が、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（地方独立行政法人評価委員会）

第9条 法第11条第1項の地方独立行政法人評価委員会として、関係団体は、共同して、公立大学法人鳥取環境大学評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第4章 公立大学法人鳥取環境大学評価委員会

附 則

この定款等は、平成27年4月1日から施行する。